

平成30年度 事業計画

第1 はじめに

1 社会情勢の変化と司法書士制度を取り巻く環境への影響

近年、我が国の経済情勢や社会環境は、急速に変化しております。その背景には、少子超高齢化による人口減少とそれに伴う国内生産力の低下、地域経済の低迷等という様々な課題や社会問題に対し、国策として喫緊に取り組んでいかなければならないという社会的な要請が考えられます。

その社会問題の一つとして注目されている空き家問題や所有者の所在不明土地問題に関しては、長年にわたって相続による登記手続が放置されているいわゆる相続未登記の問題が大きな要因となっていることが指摘されております。

昨年度、法務省が全国10か所の地区で約10万筆を対象に実施した相続登記が未了となっていると思われる土地の調査では、最後に所有権の登記がされた時から50年以上が経過している土地が大都市地域では6.6%、中小都市・中山間地域では、26.6%となっており、その広さは九州全域の面積に匹敵するということが判明しました。また、民間の調査機関からも同様の報告がなされており、今後、多死社会の到来を迎え、相続が増加していくことを踏まえると、2040年には、所有者不明となる土地は、北海道本島と同じ面積にまで拡大するとの推計も発表されております。

この相続登記が未了となっている原因をみると、特に地方の土地においては、相続人が相続登記をしないことのデメリットをあまり感じないことに加えて、土地の資産価値に比べて手続等のコストが上回る等の相続人側の事情もありますが、一方では、相続登記が義務となっていないこと等の登記制度そのものに原因があるということも指摘されております。

昨年度の政府の方針として示された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、これらの問題に対する方策に関して、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題について、関連する審議会等において速やかな検討に着手することが述べられており、このことから、この空き家問題や所有者の所在不明土地に関する問題については、登記制度の改革を含む検討が急速に進められることが予想されます。

この所有者不明土地問題によって指摘された様々な問題に関しては、長年にわたって登記制度を支えてきた司法書士にとっても重要な課題であることを認識して実務家の視点をもって、相続登記の促進と所有者不明土地問題の解消に向けた取り組みを行っていかねばなりません。

次に、ここ数年にわたって、行政手続の全面オンライン化の促進が政府を挙げて進められているところであります。司法書士の業務に関連する局面においても、不動産登記手続では、従来の登記申請方式に加え、「資格者代理人方式」が新たな申請方式として導入されることが予定されており、新方式に対しても万全の体制をもってその職責を果たすことができるよう、その対応を早急に進めなければなりません。

さらに、商業法人登記手続の分野では、ビジネス環境の改善と事業者の生産性向上を図ること

を目的として、規制改革と行政手続の簡素化と IT 化が進められております。

官民一体による「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」では、利用者が法人設立登記を含めた全手続オンラインによるワンストップにて完結できるようにするための制度面・手続面での総合的観点による検討を進めているとのことであります。

このような動きは、司法書士の商業法人登記に関する業務にも直接的な影響を与えるものであって、登記手続を軸とした企業法務への関わりについても変化を余儀なくされる時期がそう遠くない未来に訪れることを念頭に考えていかなければなりません。

しかも、この IT 化の推進は、行政手続だけでなく、裁判手続のオンライン化の検討もはじまっており、このことによる既存の裁判手続に与える影響がどのように変わるのか、裁判書類作成関係業務を通じた本人訴訟を支援する我々司法書士の役割や業務にどのような影響を及ぼすのか等もあわせて検討していく必要があります。

平成30年度は、まさに司法書士制度においても大きな転換期となることも予想されているところでありますので、司法書士界に生じている内外の急速な状況の変化を常に注視しながら、司法書士業務の改善進歩を図るための活動をしていかなければなりません。

2 司法書士の専門性と知見の活用と地域連携

少子超高齢化と人口減少という社会構造上の課題に関して、愛知県内に目を向けてみれば、愛知県はここ数年の推移をみると微増ではありますが人口増加状況の状況が続いております。強い産業力にけん引された経済基盤を有する県の特徴であるとの見方もありますが、一方で、県内の人口分布をみると、その約4割が名古屋市・豊田市・岡崎市に集中しており、これらの地域を除いてみれば、全体的には、高齢者人口の増加や、労働力人口の減少の傾向は大きく、将来的には、名古屋市等の都市部を除く地域でも人口減少と高齢化が加速度的に進んでいくことが予想されます。

中長期的には、愛知県においても、全国と同様に人口減少と高齢者人口の増加への対応は大きな課題となっており、地域間や世代間等の格差の拡大や固定化といった状況を踏まえたうえで、司法書士が市民（県民）に対して、信頼される法律専門職として認知され、頼りにされる法律専門家集団として安定した法的サービスを提供していくための事業基盤を確立することも進めていく必要があります。

また、高齢者等の権利擁護の重要な手段として位置づけられている成年後見制度の利用促進に対しては、今後各市町村においても、成年後見制度利用促進計画で示されている権利擁護地域連携ネットワーク及び中核機関の整備が進められることも予想されるため、これらに対しても積極的な参画をしていく必要があると考えております。

これらの社会問題への対応していくためのキーワードとしては、法律専門職としての司法書士の専門性や知見の積極的な活用と行政や自治体等との地域における緊密な連携体制の構築であり、さらには、そのためには司法書士会本会による事業執行だけでなく、県下8支部との連絡調整や（公社）成年後見センター・リーガルサポート愛知支部、（公社）愛知県公共嘱託登記司法書士協会、日本司法書士政治連盟愛知会といった関係諸団体の連携協力も不可欠であると考えております。

第2 取り組むべき重点的事業

1 社会的役割（司法書士の専門性と知見の活用及び地域連携）

（１）高齢化社会における権利擁護の担い手として

- ① 高齢者等の権利擁護のためのアウトリーチを含めた相談体制を充実と行政や福祉機関等の第三者機関との更なる連携の強化
- ② 成年後見制度利用促進基本計画に示されている権利擁護の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に対して積極的な参画と権利擁護の担い手となる司法書士に対する資質向上を図るための研究や研修事業。

（２）空家・所有者不明土地問題への対応とこれらに向けた提言

- ① 空き家等対策の推進や所有者不明土地問題に関する愛知県下各市町村の取り組みの進捗状況や地域の特性に合わせた市民からの相談や市民向けのセミナー等の各種事業への協力。
- ② 各市町村で設置される空き家対策に関する協議会等への委員の推薦等の連携事業。
- ③ 相続登記の促進に関する啓発活動、その他、政府等で検討されている相続制度や登記制度のあり方への提言等を踏まえた研究事業。

（３）社会的孤立者（相対的司法アクセスへの不全）への法的支援活動

社会的な孤立や経済的な事情等によって法律専門家にアクセスすることが困難な市民に対する法的支援活動の充実とマイノリティの権利擁護への取り組み。

（４）大規模災害時に備えた相談体制の確立と危機管理体制の充実

大規模災害に備えた市民救援活動（相談事業等）の整備と地域連携の推進及び司法書士会内における危機管理マニュアルの策定

2 高度な専門性と倫理観をもった専門職としての確立

（１）登記制度、裁判制度の改正（変化）に即応した執務のための実務と倫理面の両面からの情報提供と指導

（２）紛争解決を支援する専門職としての実績向上

簡裁訴訟代理及び本人訴訟支援に関する業務の向上と司法書士調停センターの利用実績の向上を図る取り組み。

3 将来の司法書士会を見据えた組織運営等の検討

（１）愛知県司法書士会の会員動態と組織運営のあり方の検討

（２）本会・支部の組織・事業体制と財政基盤の見直し

（３）会費の在り方についての検討

以上の事業を軸としながら、各部所と対策部で立案した事業を進めてまいります。これらの事業の成否のカギを握るのは何よりも約1300人の会員のご協力の有無となりますので、会員各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年度 総務部事業計画

総務部長 廣 瀬 成 隆

1. 司法書士倫理・執務

司法書士に対する社会の期待と信頼に応えるため、会員への情報提供と研修所などと連携しながら、司法書士倫理規範の周知を徹底します。

2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。

注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が、適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

3. 非司法書士対策

非司法書士活動に対しては、厳正に対処します。

司法書士法施行規則第41条の2に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を本年度も、各支部の協力を得ながら実施します。

4. 情報公開

会員用ホームページ及びFAX同報通信、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。

法規会則類集の発行をします。

5. 保険

司法書士賠償責任保険並びに司法書士生活補償保険（司法書士総合補償制度）の充実化を図ります。

6. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。

リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

7. 福利厚生

ソフトボール大会、ゴルフ大会等、会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

8. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

9. 会館の維持・管理・修繕

愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕をします。

10. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・非司法書士排除委員会
- ・綱紀調査委員会
- ・情報公開委員会
- ・紛議調停委員会
- ・新人研修奨学基金委員会
- ・事故処理委員会
- ・登録調査委員会
- ・執務問題検討委員会

平成30年度 経理部事業計画

経理部長 戸 田 誠 治

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 平成31年度の予算書（案）を作成します。

平成30年度 企画部事業計画

企画部長 佐々木 聡 史

1. 大きな変革に対応する

企画部は、従来から、司法書士業務に関する調査・研究活動を行ってきました。平成30年度もこれを継続しなければなりません。特に本年度は不動産登記の資格者代理人方式、商業登記における法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、民法改正等新制度の導入に関しての対応を迫られる年であります。加えて、近年クローズアップされてきた事業承継、相続問題、空家、信託、さらには、自己破産件数の増加や3組に1組は離婚するという離婚問題等社会からのニーズに対応すべき研究も急務です。

今、司法書士は、従来の業務の変革に対応してだけでなく、社会の大きな変革にも対応していくことが求められています。企画部は、そのような変革に司法書士として対応できる基盤を作っていく事業を展開していきます。

2. 調査・研究活動等

(1) 登記業務に関する研究

従来からの登記手続きについての調査・研究は継続していくことが前提ですが、本年度から来年度にかけて、不動産登記については、資格者代理人方式によるオンライン申請、民法改正に関連した法令改正への対応が必要となります。加えて、国を挙げての相続登記の推進や国民への信託の認知が進んできたことによる、これらの登記手続きに対応する必要もあります。商業登記については、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の検討が進んでいることから、これについての対応が必要となり、不動産登記の資格者代理人方式によるオンライン申請が進められると、商業・登記についても同様の制度の導入が予想されます。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②登記に関する実体法、手続法に対する改正対応、及び会員への情報提供
- ③登記に関する実務上の諸問題について、名古屋法務局との協議会（法司研究会）の開催、及びそれに関する資料の取りまとめ
- ④相続登記の推進、空き家問題等から生じる裁判及び登記手続きへの対応

(2) 裁判事務に関する研究

私たち司法書士は、簡易裁判所の事物管轄における代理業務だけではなく、裁判所提出書類の作成も行う専門家です。そして、その専門的知見に基づいて身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中に起こる法的紛争に対応することが求められます。近年では、破産事件の増加から、改めて債務整理に積極的に取り組むことが必要と思われます。離婚事件も同様に増加が見られ、空家の問題については相続財産管理人や不在者財産管理人に関する相談も予想されます。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①民事及び家事事件に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②裁判事務に関連する法改正対応、及び会員への情報提供
- ③簡裁訴訟代理権取得後の司法書士の裁判業務に対する取り組みに対する情報収集、分析等
- ④裁判所、弁護士、学者との情報交換

(3) 財産管理業務に関する研究

司法書士は、今や登記、裁判に限らず、国民からの様々なニーズに応じていくことが必要となっています。遺産承継業務や民事信託もその一部です。いずれの業務も、司法書士の専門的知見に基づいて業務を行い、積み上げてきたことが評価されての事であるので、今後も登記、裁判に限らず、国民の期待に応え続ける必要があります。

そこで、今年度は、財産管理業務に関する実務上の問題の集約、研究だけにとどまらず、会員に対して積極的に委員会での研究結果を伝えていくことにも注力します。

(4) 企業に対する支援業務の研究

司法書士は、商業登記及び会社法に関する知識を持ち、これを通じて、様々な企業に対して助言を日々行っています。そして、その業務については、商業登記にとどまる物ではありません。近年では、事業承継についてクローズアップされていますが、それだけではなく、起業から廃業までの助言も求められることが多くなりました。

司法書士として、このようなニーズに応じていくために、登記、裁判、その他周辺業務にまで気を配った研究活動を行っています。研究結果は、本会のホームページ内に掲載して、広く会員へ周知するとともに、講師派遣の要請があれば、本会、本会外部問わず積極的に対応していきます。

3. その他

(1) 企画・立案をしていくための意識改善及び環境整備

調査・研究から企画・立案に繋げるためには、まずは部員一人一人が企画部の役割を十二分に理解する必要があります。その上で、その考えを委員各人に落とし込んでいく必要があります。そのために、部員一人一人が企画部の役割についての理解を深めると同時に、企画部長を中心とする組織体制を構築し、部会で定めた方向性や意思決定が的確かつスムーズに各委員会へ落とし込める環境整備を行います。

(2) 事業計画案について

企画部が他の部所と連携をはかり、重点事業として定めた事業が各部所の実施する具体的事業へ反映され、本会が策定する事業計画案が総合的かつ一体的なものとなるように努めます。

(3) 図書室の整備

企画部がつかさどる事務の一つに、「本会が所蔵する図書及び文献の管理、調達計画の立案及びその実行に関する事項」があります。蔵書の管理を継続していかなければ、その機能を維持することはできません。そこで、今年度も、「管理の継続」を意識して図書室の整備を行っていきます。また同時に、計画的に図書を調達し、より一層の蔵書の充実を図ります。

(4) 各種改正への対応

平成30年度以降、様々な法改正が予定されているため、情報収集を行い、会員への情報提供に努めます。また、関係各所との協議も積極的に行い、国民の権利保護に資する活動を行います。

平成30年度 広報部事業計画

広報部長 遠藤 真 歩

広報部の事業は「司法書士会事業の広報」、「司法書士制度広報」と「会報の発行」を大きな柱としています。本年度もこれらの事業を継続するとともに、従前の広報活動についての検証を改めて行い、その結果をふまえて新たな広報事業を企画し実践していきます。

社会事業部・企画部・研修所等と連携し、司法書士及び司法書士会の存在が、市民に身近な法律家として活用していただけるようさまざまなかたちで市民に向けて情報を発信し続けます。また市民から向けられる目や声を感度よく受信してそのニーズや期待に応えられるよう努力し、司法書士及び司法書士会の社会における存在意義をより高めていくことを目指して広報活動を行います。

1. 広報活動

各種相談会や市民公開講座などの事業の広報については、マスコミリリースなどのパブリシティ活動を中心に行い、必要に応じて新聞広告・テレビ・ラジオなどによる情報提供を効果的な時期に行うことで事業告知を図ります。また、ホームページ等を積極的に活用するなどして、さまざまな情報発信を行います。

ホームページは、会及び会員と市民とが直接つながるツールとして有効活用したいと考えています。会の取組みや事業の展開、状況などに応じて、コンテンツの追加や掲載内容の見直しなどよりよいものとするため作業を進めます。

司法書士の業務内容等をわかりやすく伝え、認知度をより高めるための広報手段の一つとしてのパンフレットやチラシ、対外向け冊子等のあり方を、対象者、配布先、配布方法なども含め、これまでの実績を基に客観的に分析・検討し、よりよい紙面作りに役立てていきます。

司法書士会としての発信のみならず、名古屋法務局との共催による商業登記セミナーや名古屋商工会議所との共催による事業承継セミナーなどのように、官民で、あるいは他団体と連携をとって、市民に身近で親しみやすい存在となるようPRするセミナーなどの企画を積極的行います。

各種イベントやブース出展等への参加は、多彩な市民の方々と接することにより生の声をお聞きすることのできる貴重な機会であると同時に、そこに参加した会員間の交流や情報交換の機会ととらえています。広報部以外の事業部とも連携をとりながら、多種多様な方法で社会に対して情報発信を行います。またそこで集めたアンケート等の市民の声を分析し、今後の広報活動に役立てていきます。

広く市民に向けて情報発信ができるように、マスメディア関係者との定期的な情報交換会を開催するなどして、良好な関係性の構築に努めていきます。

広報部の主な広報活動

- (1) 各種事業及び法改正等の実務情報についての事前広報及び報告
- (2) 司法書士総合相談センター、電話ガイド、各種相談事業等のマスメディアによる広告
- (3) 新聞名刺広告

- (4) テレビ・ラジオ等各種マスメディアを通じた司法書士制度広報及び事業告知
- (5) 新聞社やテレビ局等各種マスメディア関係者との定期的な情報交換会の開催
- (6) 制度広報を目的とした事業の企画、運営
- (7) 各種セミナー等の企画、運営
- (8) その他の広報活動の検討、実施

2. 他団体等との連携・情報交換活動

従来から名古屋自由業団体連絡協議会に参画し、各士業団体との情報交換や、良好で建設的な関係性の構築に努めています。本年度も「生活お困りごと相談会」「フレッシュマン・フォーラム10'」「大学のための資格業ガイダンス」などの事業に積極的に参画していきます。また、法務局との共催による商業登記セミナーなどのように、官民で、あるいは他団体と連携をとってそれぞれの立場を活かした広報事業を実施します。

3. 組織・運営

広報事業を執行するにあたって、部が担当すべき事業、委員会が担当すべき事業を整理し、部会及び委員会において適切な人員配置・運営を行い、広報部として機能的に活動ができるようにしてまいります。

委員会の活動

会報編集委員会

会員に向けて会員の業務に資するための情報を提供し、会の事業の報告など行うため、会報愛知の企画、編集、発行を行います。

ホームページ運営委員会

リニューアル後のホームページについて運営、管理、各種コンテンツの企画・編集を行います。

広報実践委員会

主に広報事業のうちチラシ、ポスター、パンフレット等の製作物の企画立案、製作を行います。

平成30年度 社会事業部事業計画

社会事業部長 江 里 二 郎

労働人口の減少と高齢化という人口構造の変化に伴い、確実に情報面、地域間、世代間、経済面等をはじめとした格差が拡大し、これを背景としたさまざまな問題に対応する必要がでてきていることはいうまでもありません。昨年度は市民にとって「頼りになる司法書士会を目指す」ということを目標に掲げて総合相談センターのアクセスを容易にするための相談料無料化や相談会参加者管理システムの導入等による環境整備に加えて、これを受ける相談員の質及び量を確保するための様々な取り組みを行ってきたところであります。今年度はこれを深化させ、「頼りにされる法律専門家集団として安定した事業基盤を確立」するための施策を講じて参ります。

1. 消費者問題への取り組み強化

全国の消費生活センターに寄せられる消費生活センター等への相談件数は年間90万件程度を推移しており、高止まりの状況にあります。昨年度は「ジャパンライフ」「てるみくらぶ」「はれのひ」の破たん等の報道があり、その被害額や利用者数などから察すれば、上記相談件数は氷山の一角に過ぎないことが明白となっています。こうした消費者が被害を受ける問題から生じる紛争の多くは簡易裁判所の事物管轄の範囲内で処理できる事件が多いことから、この分野において司法書士の専門性を活かしていくことは、広く市民から期待されていることと言えます。また多重債務の相談は減少を続けてきましたが、昨今の銀行系カードローンの貸付額の急増や日本学生支援機構の奨学金の利用率の増加に伴い返済困難となる利用者の増加などを受け、自己破産申立件数は増加に転じています。これに対応するため相談員養成研修等を通じて消費者問題や多重債務問題に対応できる会員の育成に努めていきます。

2. 高齢者、障害者向けの事業の実施

平成30年1月に開始した法テラスによる高齢者向けの出張相談（特定援助対象者法律相談援助事業）に対応するためリーガルサポート愛知支部とも連携し相談体制の構築に努めるほか、敬老の日にあわせて「高齢者のための司法書士による無料相談会」の実施、福祉機関と連携した相談会併設型セミナー等を開催していきます。

3. 社会的孤立や経済的な事情により司法アクセスが困難な市民に対する法的支援の実施

昨年度に続き、愛知県犯罪被害者支援連絡協議会の構成員として司法書士ができる犯罪被害者支援活動の実施を検討していきます。また女性が抱える特有の法的問題に関して、女性司法書士が担当する「女性のための女性司法書士による相談会」を実施します。このほかにマイノリティーの権利擁護、刑余者の社会復帰に向けた法的支援等について検討を始めていきます。

4. 相続登記、担保抹消登記の促進

国による相続登記の促進が進められるなかで、これに対応した相談体制の整備が求められることが想定されます。既存の相談体制で対応するほか、相続電話相談によりこれまで以上に会員事務所等への配てんを進めていくことにより、これに対応していきます。

5. 紛争解決事業者としての業務の確立

法的な正当性の主張をぶつけあい妥当な紛争の解決へ導くことのみが、紛争当事者が求める解決とはならない場合があります。法による一義的な紛争解決ではなく、当事者間の対話を促進させることによって多様かつ紛争当事者にとって真に妥当な解決を図ることができるのがADRの特徴であり、この特徴を活かした紛争解決を求める市民のニーズは必ずあると思われます。しかしながらADRそのものが我が国において定着していないことから、愛知県司法書士会調停センターの利用実績も少ないのが現状であります。このため、まずは会員への周知を図り、会員からの紹介、相談会、電話ガイドからの案内等により、実績を重ねていかざるを得ません。今年度は申立受付件数の数値目標を年間10件と定めるとともに、手続実施者に対するトレーニングを実施することによって利用者の満足度を高め利用者からの紹介にもつなげていきたいと考えています。

委員会の活動

相談事業委員会

市民に必要とされる法的支援の実施のため、相談に関する事業を統括する委員会です。

総合相談センターで実施する定例相談、電話ガイド事業のほか、臨時相談、自治体等からの要請による派遣相談、司法書士電話相談センターの電話相談等の事業を統括するほか、相談事例の整理・検討、相談員の資質向上のための研修会等の企画も行います。

法テラス対応委員会

市民に必要とされる法的支援の実施のため、法テラスとの連携を図る委員会です。

民事法律扶助利用促進のための情報交換や法テラス主催の臨時相談、地方協議会などへの相談員の派遣などを行うほか、民事法律扶助に関する会員向けの情報提供等も行います。

法教育事業委員会

予防司法の担い手として、法教育に関する事業を行う委員会です。

消費者被害等の予防のための市民法律教室、子どもたちにルールや法律の必要性を理解してもらい生きる力を育む法教育授業、親子でルールや法律を学ぶ親子法律教室、司法書士の視点から裁判所や裁判制度を伝える裁判ウォッチングを行う予定です。

消費者・生活問題対策委員会

生活の中で起こる様々な法的な問題についてその把握と対策の検討を行い、会員への周知や相談会の企画を行います。また自治体その他との地域連携に関する事業も行います。このほか自治体等の要請を受けて消費者問題や多重債務問題等に関する講師派遣、会議等への参加、相談員派遣などを行います。

社会問題委員会

自死問題についてその対策と地域連携に関する取り組みを行う委員会です。自殺予防の観点から自殺ハイリスク者への対応について最低限必要な知識を習得するための研修を企画開催するほか、愛知県内各地の保健所を中心とした自殺未遂者対策地域連携の構築を目指します。また障害者の支援機関等との連携による派遣型相談に向けた取り組みを行います。

市民公開講座実行委員会

市民公開講座を運営する委員会です。多様性を認める社会の構築に向けた様々な取り組みが進められていることから、いわゆるマイノリティーへの理解をテーマとした市民公開講座を開催します。

平成30年度 研修所事業計画

研修所所長 高山孝治

1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的でより充実した研修制度の確立を目指します。

2. 会員研修

(1) 研修の企画

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会、法令の改正等に対応する研修会を10回程度を目途に企画・開催します。各支部との役割分担を意識しつつ、研修テーマに対する会員の要請を探るとともに、年度を通じて不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理や会社法務など各分野に触れるよう研修会を企画します。とりわけ平成32年4月1日に施行が予定される民法改正に関しては、多角的な観点からの研修会を織り交ぜ、会員の意識を喚起するとともにその浸透を図ります。

このほか、法的素養の向上、倫理観の養成、司法書士制度の一員としての認識の醸成、職域の拡充等、幅広い観点から研修内容を検討します。また、形式的には集合研修を基本としますが、他方において、グループ研修等の自発性・積極性を促す研修形式についても検討します。

また、連合会主催研修会のインターネット配信による受信会場としての運営等についても、積極的に実施していきます。

(2) 研修会場の混雑緩和並びに研修受講機会の確保

本会会場の混雑緩和及び遠方会員の負担軽減を目的としたweb会議システムによる中継会場の設置について、引き続き中継可能な研修において継続実施するとともに、中継会場の事前申込を不要とするなど、主として本会会場の混雑緩和への影響について検証します。

また、収録可能な研修会については、講義内容の収録DVDを各支部事務所に送付し支部研修で役立てていただくとともに、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等、研修会への参加以外にも受講方法があることについて周知を行います。また、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについても、同様に周知を行います。

(3) 研修受講促進

単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修受講を促すとともに、取得単位数の通知を行う等、すべての会員が所定単位数を取得するよう啓発活動を行います。

(4) 新入会員研修プログラム

連合会において、概ね登録後3年未満の会員を対象にeラーニングとグループ研修を中心とした新入会員研修プログラムを今年度から本格導入することが予定されています。本会研修所においてもあらかじめ内容を検証するとともに、適宜実施します。

（５）その他

- ①他団体が実施する研修会についての単位認定及び研修単位の管理
- ②研修会情報・記録の収集・管理・運用・提供
- ③各研修機関・支部との連絡・調整・支援
- ④集合研修以外の研修方法の検討
- ⑤研修受付ボランティアスタッフの募集及び活用
- ⑥研修受講意欲を高揚させる手法の検討

３．年次制研修

年次制研修は、司法書士がその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的とした研修として位置付けられており、登録後一定年次ごとに参加しなければならないこととされています。対象となる会員全員が無理なく参加できるよう研修日程を設け、その運営を担います。また、不参加者に対して、指導等の事後対応の管理を行います。

４．新入会員オリエンテーション

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部と協働し、年３回程度開催します。

５．新人研修

（１）配属研修

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等、幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講するようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けていきます。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーやコミュニケーション等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

（２）配属フォロー研修

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認並びに各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。